

社団法人 国際農業者交流協会定款

昭和 63 年 3 月 30 日設立許可
一部改正 平成元年 12 月 11 日
一部改正 平成 11 年 7 月 23 日

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、社団法人国際農業者交流協会（以下、「協会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を東京都大田区蒲田 5 丁目 39 番 2 号に置く。

2 協会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 協会は、我が国農業青年の海外派遣、開発途上国等海外諸国の農業研修生の受入れ等を行うことにより、我が国農業青年の国際感覚の涵養と資質の向上、開発途上国の農業者の養成等に努め、もって我が国農業の発展、開発途上国農業の開発及び農業者レベルの国際交流の促進更には世界の調和ある繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 我が国農業青年の海外派遣
- (2) 開発途上国等海外諸国の農業研修生の受入れ
- (3) 海外派遣農業青年の帰国後の営農研究活動等の推進
- (4) 開発途上国の農業開発に関する技術協力に寄与し得る人材の養成及び海外移住の推進
- (5) 内外の農業者の交流及び海外農業視察研修の斡旋
- (6) 内外の農業に関する調査研究及び情報の交換
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別及び資格)

第 5 条 協会の会員は、次の各号に掲げる者とし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正 会 員 海外派遣した農業青年が帰国後に都道府県の区域を単位として組織する団体
- (2) 特別会員 協会の目的に賛同し、協会事業に各種の援助を与えるために入会した団体又は個人
- (3) 名誉会員 総会の決議により特に推薦された者

(入 会)

第 6 条 協会の正会員又は特別会員として入会しようとするものは、会長が理事会の議決を経て別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが団体であるときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款若しくは寄附行為又はこれに代わるべき規程
- (2) 協会に対する代表者としてその権利を行使する者の氏名及び住所を記載した書面
- (3) その他協会が必要と認めた書類

3 会長は、第1項の承認があったときは、その旨を当該申し込みをしたものに通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員及び特別会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(変更届)

第8条 会員は、第6条第1項及び第2項の規定に基づき提出した入会申込書又は添付書類に変更を生じたときは、遅滞なく変更届を会長に提出しなければならない。

(資格喪失)

第9条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 会費を3年以上納入しないとき。
- (5) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、会長が理事会の議決を経て別に定める退会届書を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において3分の2以上の議決に基づき、その会員を除名することができる。この場合、協会は、その総会の開催日の15日前までにその会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 協会の定款又は総会の議決に違反する行為をしたとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会長は、除名の決議があつたときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種類及び定数)

第13条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 18人以上22人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長、1人を理事長、1人又は2人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会においてこれを選任する。この場合、理事は会員の中から選任する。ただし、総会で必要と認めるときは、会員以外の者から理事現在数の3分の1を超えない人数の理事を選任することができる。

- 2 理事は互選により、会長、理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事に異動があったときは、遅滞なくその旨を外務大臣及び農林水産大臣(以下「主務大臣」という。)に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務大臣に届け出なければならない。

(職務)

第15条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、協会を代表し、会長の定めるところにより会長を補佐し、協会の業務を掌理する。会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、事務局を統括して会務を処理し、あらかじめ会長の定める順位により会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を組織し、定款並びに総会及び理事会の議決に基づき、協会の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は主務大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、又はこれを招集すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第17条 役員が、次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、協会は、その総会の開催日の15日前までにその役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報 酬)

第 18 条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、総会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧 問)

第 19 条 協会に顧問を 5 名以内置くことができる。

- 2 顧問は理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、協会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応ずる。
- 4 顧問の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 4 章 総 会

(総 会)

第 20 条 協会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権 能)

第 22 条 総会は、この定款で別に定める事項のほか、協会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開 催)

第 23 条 通常総会は、毎事業年度 2 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(議 長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のうちから選出する。

(招 集)

第 25 条 総会は、第 15 条第 5 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、第 23 条の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的並びに審議事項及び議決事項を記載した書面をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 26 条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 27 条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数を

もって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決権を委任することができる。

- 2 前項の書面は、総会の前日までに協会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協会に提出しなければならない。
- 4 第1項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第32条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、年2回通常総会の前に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 4 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べるることができる。

(招集)

第33条 理事会は、第15条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以

内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的並びに審議事項及び議決事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(規定の準用)

第35条 理事会には、第26条から第29条までの規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第36条 協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 助成金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第37条 協会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第38条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第39条 協会の事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会において3分の2以上の議決を経て、主務大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで、前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

- 2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第41条 協会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了後3か月以内に主務大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第42条 協会が、資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ、主務大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第43条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の認可を得なければ変更することはできない。

(解散)

第45条 協会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第46条 協会の解散のときに有する残余財産は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務大臣の許可を得て、協会と類似の目的を有する公益法人に寄附するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第47条 協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第48条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかななければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員等の名簿及び履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する書類

(6) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8) 処務日誌

(9) その他必要な帳簿及び書類

第9章 補 則

(細 則)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、外務大臣及び農林水産大臣の設立許可のあった日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第 16 条第 1 項にかかわらず、昭和 64 年度に開催される最初の通常総会の日までとする。
- 3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 39 条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。
- 4 協会の設立初年度の会計年度は、第 43 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 64 年 3 月 31 日までとする。
- 5 この定款は、外務大臣及び農林水産大臣の認可のあった日（平成元年 12 月 11 日）から施行する。
- 6 この定款の変更は、主務大臣の認可のあった日（平成 11 年 7 月 23 日）から施行する。